令和２年（２０２０年）１月３０日

**班回覧**

**天龍村農業委員会の委員(農業委員)**

募集案内

　天龍村では、下記のとおり農業委員を募集（推薦・応募）します（なお、農業委員会等に関する法律の改正（平成28年4月1日施行）により、農業委員会の委員の選出方法が、市町村長による任命制に変更されています）。

**１．募集の内容**

1. 募集人数：１１人
2. 任　　期：令和２年７月２０日から令和５年７月１９日まで（３年間）
3. 身　　分：天龍村の特別職の非常勤職員

④　報　　酬：年額16５,000円　※会長職は28８,000円

**２．主な業務内容**

　　① 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の　審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査

　　② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務

　　③ 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

**３．推薦及び応募の方法**

1. 所定の申込書（推薦書・応募用紙）に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送に

より、天龍村役場地域振興課又は役場南支所まで提出してください。

　　　　■村内の農業者等からの推薦【様式１】※２人以上の推薦人が必要です。

　　　　■団体等による推薦【様式２】　　　　※様式１及び2は、「農業委員会委員候補者

　　　　■一般応募【様式３】　　　　　　　　※承諾書」を添えて提出して下さい。

　　② 受付期間

　　　　**令和２年２月３日(月)から３月２日(月)まで【必着】**

　　　　　※申込書を持参される場合は、平日午前８時３０分から午後５時１５分までに提出してください。

　　　　　※申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。

　　③ 申込書（推薦書・応募用紙）の入手方法

　　　 申込書は、以下の窓口に備え付けているほか、天龍村公式ホームページからダウンロードできます。

■天龍村役場 地域振興課 農林係（農業委員会事務局）

■天龍村役場 南支所

**裏面もご覧ください**

**４．推薦を受ける者及び応募する者の資格**

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者とします。

■ 村内に住所を有する者

■ 村の職員でない者

■ 上記に掲げる者のほか、村長が別に定める者

**５．申込者等に関する情報の公表**

**５．申込者等に関する情報の公表**

法令に基づき、受付期間の中間（２月中旬頃）及び終了後（３月上旬頃）に以下の情報を公表します。

■ 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

■ 推薦者（団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、

構成員の資格及び推薦の理由

■ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

■ 被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別

■ 推薦又は応募の理由

**６．選考方法**

農業委員候補者評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を参考に村長が選考します。

農業委員の任命には、天龍村議会の同意が必要となることから、その結果は６月下旬頃に推薦者及び被推薦者並びに応募者に文書で通知します。

**７．注意事項**

**７．注意事項**

■ 提出された申込書等は、返却しません。

■ 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。

■ 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて調査します。

**８．申込書の提出先及びお問合せ先**

**８．申込書の提出先及びお問合せ先**

天龍村役場 地域振興課 農林係（農業委員会事務局）　電話３２－１０２３

　　　天龍村公式ホームページ　<http://www.vill-tenryu.jp/>